

## 秋田県障害分野のロボット等導入支援事業（ICT導入モデル分）実施要綱

### （通則）

第1条 障害福祉分野のロボット等導入支援事業費補助金（ICT導入モデル分）は、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県健康福祉部障害福祉課関係補助金等交付要綱に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

### （目的）

第2条 この補助事業の目的は、障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業実施要綱（令和8年1月15日付障発0115第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙。以下「国実施要綱」という。）1に定めるところによる。

### （対象事業者）

第3条 この補助事業の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、国実施要綱3（2）ICTの導入支援事業に定める者で、秋田県内で施設・事業所を運営する者とする。また、秋田県が実施する当該事業に係る研修に参加する（又は参加したことがある）者とする。

### （補助対象）

第4条 この補助金の対象は、国実施要綱5（2）ICTの導入支援事業ウ補助対象に定めるところによる。なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に基づく指定を秋田市が行っている施設・事業所に機器等を導入する場合を除く。

### （補助金の額等）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

- （1）1施設・事業所当たりの導入経費について、千円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額とする。
- （2）1施設・事業所当たりの補助基準額：100万円

### （交付の条件）

第6条 補助金等の交付を決定するに当たっては、国実施要綱7に定めるところによるほか、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- （1）補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- （2）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む)には、様式第15号により、速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還すること。

- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は令和3年3月10日から施行する。

この要綱は令和3年7月26日から施行する。

この要綱は令和4年2月18日から施行する。

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

この要綱は令和6年3月1日から施行する。

この要綱は令和7年10月22日から施行する。

この要綱は令和8年1月22日から施行する。